

# 「練馬区プレミアム付商品券」取扱店舗募集要項

令和元年 7 月 5 日

## 1 概要

### (1) 主催

練馬区(以下「区」という。)

### (2) 目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券の発行・販売等を行う。

### (3) 商品券発行および販売

区が発行および販売を行う。

### (4) 商品券事業内容

ア 商品券は、1枚 500円券 10枚綴り(5,000円分)を1組として、4,000円で販売する。

イ 商品券は購入引換券1枚につき5組まで購入可能とする。

ウ 商品券の購入場所は区が指定した場所とする。

エ 商品券使用期間は令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

オ 商品券は、つぎに掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。

(ア) 不動産や金融商品

(イ) たばこ

(ウ) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する役務

(オ) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(カ) 公的医療保険等の自己負担分

(キ) その他本事業の目的に反するもの

## 2 取扱店舗登録資格

区内で小売業・飲食業・サービス業等の事業を営むもの。ただし、以下に掲げる事業者は除く。

ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や事業の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う事業者

ウ 練馬区暴力団排除条例(平成 24 年 12 月練馬区条例第 54 号)に規定する暴力団員または暴力団等と密接な関係を有すると認められる事業者

エ 1(4)オに記載している物品および役務の提供のみを取扱う事業者

### 3 取扱店舗募集方法

#### (1) 募集期間

令和元年6月3日(月)から令和元年7月19日(金)まで

#### (2) 追加募集期間

令和元年7月20日(土)から令和2年2月29日(土)まで

#### (3) 募集方法

ア 区プレミアム付商品券ホームページの申込フォーム

イ 郵送またはFAX(申請書を電話で請求)

※区内共通商品券取扱店で、練馬区商店街振興組合連合会から一括して登録の応募をした場合は不要。

### 4 商品券の換金手続

商品券の換金手続については、別途周知する。

### 5 取扱店舗の責務等

(1) 取扱店舗であることが明確になるよう、区が指定する掲示物を店頭付近に貼付する。

(2) 商品券の提示を受けた際、商品券の額面に応じ現金同様の取扱い(サービス)を行う。

(3) 商品券の受領に際しての釣銭は支払わないものとする。

(4) 使用者が持ち込んだ商品券について偽造が疑われる場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに区まで報告すること。明らかに偽造が疑われる商品券を受領した場合は、取扱店舗の責務とする。

(5) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は取扱店舗の責務とする。

(6) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は固く禁ずる。

(7) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店舗名を必ず記入または押印することとし、既に取扱店舗の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。

(8) 受領した商品券は、ハサミ等で切断しないこと。切断された商品券の換金には応じない。

(9) 商品券が汚損していた場合であっても、商品券裏面の番号および取扱店舗押印欄が確認できれば、受領すること。なお、金融機関が換金に応じられない場合は、区まで連絡すること。

(10) 商品券の保管および管理には、細心の注意を払うこととする。

(11) 商品券と現金の交換には応じないこと。

(12) その他の割引企画との併用ができない場合や、ポイント加算対象外である場合は、あらかじめ使用者が認識できるように明示すること。

(13) 事業活動に係る商品等の仕入には使用しないこと。

(14) その他、本事業の目的に反するような行為は行わないこと。

6 取扱店舗登録の決定および通知

取扱店舗登録は、取扱店舗の申し込み後、区で審査のうえ決定する。決定は、取扱店舗登録証の発送をもって申込者へ通知する。

7 取扱店舗の公表

取扱店舗については、区プレミアム付商品券公式ホームページおよび、区が作成する「取扱店舗一覧表」で公表する。ただし、3(2)追加募集期間に申し込みした店舗については区プレミアム付商品券公式ホームページのみで公表する。

8 取扱店舗登録の取消・辞退

(1) 取扱店舗登録の取消

以下に掲げる事項が発生した場合、区は当該取扱店舗に対し是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、当該登録店の取消を行う。

- ア 本要項や関係法令等の違反行為
- イ 必要手続の不備
- ウ その他、区が不適切と判断した事項

(2) 取扱店舗登録の辞退

取扱店舗登録決定後の辞退は認められない。ただし、取扱店舗のやむを得ない事情により取扱いできない場合のみ、辞退を認める。

9 問い合わせ先

練馬区プレミアム付商品券コールセンター

0120-995-195

(平日午前8時30分から午後5時15分まで受付)

FAX 03-3992-5165